

施政方針と議案説明

(施政方針)

令和３年五條市議会第１回定例会の開会にあたり、令和３年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員並びに市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから１年以上が経過いたしておりますが、未だに収束の見通しが立たない状況にあります。

こうした中、一刻も早く感染の拡大を抑え込むためには、三密を避けるなど、引き続き、市民の皆さんに「うつらない」、「うつさない」ための基本ルールを徹底していただくとともに、国策として位置付けられるワクチンの接種を遅滞なく進めていくことが求められております。

本市では、去る１月２８日に市議会臨時会を招集し、全市民を対象としたワクチン接種に係る予算をご議決いただいた後、速やかに保健福祉センター内に推進体制を構築する等、鋭意、関係事務を進めているところであります。

今後は、当該ワクチンの確保や薬事承認など、国の進捗状況に留意しながら、接種に伴う情報発信に努めるとともに、市医師会等関係機関との連携を強化し、市民の皆さんの安心・安全を第一義に据えながら、当該接種事業を円滑に推進してまいります。

一方、去る１月２９日には、智辯学園高等学校野球部の第９３回選抜高等学校野球大会出場決定という、うれしい「春の便り」が本市へ届いたところであります。

この一報は、市内で野球に打ち込んでいる子どもたちにとっても大きな励みとなり、コロナ禍の中、ご苦勞を余儀なくされている市民の皆さんに元気と勇気を届けてくれたものと考えております。

同校野球部は、昨秋の近畿地区大会で頂点に立つなど、「走・攻・守」にバランスのとれた素晴らしいチームと伺っており、甲子園では、選手の皆さんが郷土の代表としての誇りを胸に、２度目の全国制覇を目指して存分に活躍されることを祈念するものであります。

それでは、各部の主な施策について、市長公室から順次ご説明申し上げます。

はじめに、地方創生事業についてであります。

本市の地方創生事業の中核として、昨年４月に設立いたしました五條市地域商社株式会社では、地域の文化を掘り起こした新商品として「さんま寿司」を開発・販売を行う等、地域活性化に向けた取組を進めているところであります。

また、同株式会社は、本年４月から道の駅など大塔町公の施設の指定管理者としての活動を中心に、市内の様々な地域資源を組み合わせた幅広い運営を展開してまいります。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本年度のふるさと納税額は、昨年１２月末現在で７千万円を上回り、同時期では過去最高額を更新したところであります。

これは、長引くコロナ禍の中、在宅でのインターネット購買が増加した影響と推察されますが、この機会を活かし、本市の魅力を全国に発信するとともに、より多くの皆さんに寄附して頂けるよう事業内容の更なる充実を図ってまいります。

次に、地域公共交通事業についてであります。

現在、新庁舎の供用開始に向け、各地域からアクセスできるコミュニティバス等の路線再編の検討を進めておりますが、市民の皆さんの利便性の向上に配慮するなど、関係機関との連携を密にしながら、効率的な地域公共交通網の構築に努めてまいります。

続きまして、危機統括室について申し上げます。

はじめに、防災・減災事業についてであります。

現在、本庁舎内において運用しております市防災行政無線及び県防災システムなどにつきましては、新庁舎の供用開始にあわせ、順次、機器の移転を行ってまいります。

また、県が土砂災害警戒区域等について見直しを行ったことに伴い、その結果を反映したハザードマップを作成した上、市民の皆さんに周知してまいります。

次に、大規模広域防災拠点整備事業についてであります。

県が本市に計画している大規模広域防災拠点整備につきましては、地元の皆さんにご理解とご協力を賜るべく、引き続き、地区単位での説明会を開催するなど、県と市が連携を密にしながら、事業の推進を図ってまいります。

なお、陸上自衛隊駐屯地誘致につきましては、その実現を図るべく、今後とも市民の皆さんへの啓発など誘致活動を継続してまいります。

続きまして、すこやか市民部について申し上げます。

はじめに、マイナンバーカードの普及促進についてであります。

住民票等が全国のコンビニエンスストア店舗に設置された端末から容易に取得できるマイナンバーカードを活用した「コンビニ交付システム整備事業」につきましては、昨年の第5回市議会臨時会において関係予算をご議決いただき、速やかに関係事務に着手したところでありますが、本年9月の運用開始に向け、今後ともシステムの構築や動作確認など、予定の工程を遅滞なく進めてまいります。

また、申請サポート体制を一層強化するなど、引き続き、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

次に、人権啓発の推進についてであります。

私たちの身近に存在する人権問題を一人ひとりが認識し、お互いに人の尊厳を尊重することの必要性を十分理解し、人権意識の向上につなげていくよう人権・同和問題に関する啓発推進事業に取り組んでまいります。

さらに、コロナ禍で生まれた差別や偏見をなくし、人と人とのつながりを忘れず、思いやりの心が結ぶ優しいまちでありたいとの思いから、本市はシトラスリボンプロジェクトに賛同しております。

人権施策課職員の手作りによる本市独自のシトラスリボンを職員が身につけ業務を遂行するとともに、児童・生徒や各種団体等による作成を通じ、当該プロジェクトの輪を市民の皆さんへと広げてまいります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

続きまして、あんしん福祉部について申し上げます。

はじめに、学童保育所整備事業についてであります。

五條市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校適正化事業の進捗に合わせて取組を進めております学童保育所整備事業につきましては、現在の牧野学童保育所と田園学童保育所を統合する牧野学童保育所の増築工事及び野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校の統合による五條南学童保育所整備工事がいずれも完了し、本年4月から開所いたします。

また、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、工事の着手を延期しておりました五條学童保育所整備工事及び北宇智小学校並びに五條東小学校の統合による学童保育所の整備に係る設計委託業務を実施いたします。

なお、令和5年度には全ての小学校敷地内において公立学童保育所が開所できるよう当該取組を進めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

先般、高齢者へ提供する介護や福祉サービスについての施策などを一体的に取りまとめた五條市老人保健福祉計画及び第8期五條市介護保険事業計画の策定が終了いたしました。

両計画は、本市の高齢者の現状と課題を踏まえ、老人保健福祉の方針と取り組む

べき施策を明らかにするとともに、介護保険事業を安定的に運営することを目的としたもので、共に、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とするものであります。

今後は、当該計画に基づき、高齢者の暮らしを守る地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

続きまして、産業環境部について申し上げます。

はじめに、林業の振興についてであります。

本市に交付される森林環境譲与税を活用し、関係法令に基づく所有者の特定や意向調査による所有界の明確化などを行うとともに、間伐や作業道の整備、さらに、担い手育成や利用間伐等について、大塔町内の林産物加工施設等関係機関とも連携を図りながら、本市の森林再生対策事業として一体的に取り組むなど、効果的に市内の森林整備を推進してまいります。

次に、農林産物の鳥獣被害防止対策についてであります。

従前から農林産物の有害鳥獣による被害を減少させるため、防護柵や捕獲檻などによる駆除等に努めておりますが、国の補助制度を有効に活用しながら、引き続き市鳥獣被害防止計画に基づき計画的に被害の抑制に努めてまいります。

次に、特産物の普及促進についてであります。

本市基幹作物である柿につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、更なる消費拡大に向け、大都市圏の市場などにおいてトップセールスに努めてまいります。

また、ジビエ関連の商品についても、新たな販路の開拓や新商品の開発に取り組んでまいります。

次に、農業用施設の防災・減災対策についてであります。

老朽化するため池等の農業用施設の長寿命化や防災・減災対策のため、当該施設の改修等に対する施策をはじめ、災害による被害の低減を図るため、防災重点ため

池のハザードマップ作成や耐震調査を推進してまいります。

次に、企業誘致についてであります。

本市が企業誘致を進めております「南大和テクノタウン」においては、現在9社が操業し、2社が工場施設の建設を進めております。

また、1区画が売却済みとなっており、残りは2区画という状況となっておりますが、京奈和自動車道の利便性や本市が実施する企業立地奨励金などの優遇制度を積極的に啓発するなど、県等関係機関と連携しながら更なる誘致活動に取り組んでまいります。

続きまして、都市整備部について申し上げます。

はじめに、新庁舎建設事業についてであります。

当該整備工事については、現在、建屋躯体が完成し、続いて内・外装工事に着手いたしております。

一方、にぎわい棟建築工事については、地盤改良を終え、基礎工事に着手するとともに、周辺道路についても、鋭意、整備を進めております。

今後とも、安全対策を含め、適切な工事の監理に努めながら、本年7月末の竣工に向け取り組んでまいります。

次に、下水道事業についてであります。

生活環境の改善と公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全に資することを目的に各種事業を進めているところであり、公共下水道工事については、国庫補助金を活用し順次工事を進めてまいります。

また、下水道の普及に向け、市民の皆さんへの説明等、啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、西吉野支所について申し上げます。

地方創生事業の一環として取組を進めてきた五新線活用事業については、コロナ

禍の状況を鑑みつつ、地元自治会やNPO団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。

続きまして、大塔支所について申し上げます。

旧大塔小中学校校舎を拠点に介護並びに児童発達支援事業などを行う大塔ライフハウスプロジェクト事業を実施するため、当該施設の改修等を実施してまいります。

当該事業を実施することにより、高齢者介護に寄与する等、大塔町内の振興を図ってまいります。

続きまして、教育委員会について申し上げます。

はじめに、五條市教育大綱の策定についてであります。

現在、本市の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策についての目標や方針を定めた「五條市教育大綱」の策定に取り組んでおり、今後は当該大綱を本市の教育行政の基本方針に位置付けてまいります。

なお、個別具体の施策については、五條市教育振興基本計画に基づき、学校適正化事業など本市教育の振興に資する各種の取組を進めてまいります。

次に、賀名生分校魅力化推進事業についてであります。

本年4月から賀名生分校は奈良県立五條高等学校から独立し、新たに市立西吉野農業高等学校として地域との協働により後継者を育てる学校、さらに、地域農業の実践的な知識や技術が体得できる新カリキュラムによる学校として開校いたしますが、本校の実学を重視した教育方針に基づき、地域と共に「土に学び、土で育つ」人づくりを理念とし、地域農業の振興と担い手を育成するとともに、本市への移住・定住の促進に取り組んでまいります。

次に、学校教育についてであります。

国のGIGAスクール構想に基づく1人1台のパソコン端末機器の整備とLAN工事の完了に伴い、各小中学校におけるICT機器を活用した学習内容の充実を図

るとともに、児童・生徒が当該端末機器を家庭へ持ち帰ることにより、発災など緊急時における家庭での学習支援が可能となる取組を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、引き続き、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりに取り組んでまいります。

次に、学校適正化についてであります。

本市の学校適正化基本計画に基づき、本年4月に野原小学校、阪合部小学校、西吉野小学校の3校が統合し、五條南小学校が開校いたします。

さらに、令和5年度の五條東小学校、北宇智小学校の2校の統合につきましては学校統合協議会における協議を継続するなど、引き続き、当該計画の具現化に取り組んでまいります。

また、幼保一体化の推進につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づき、認定こども園のカリキュラム策定や運営について関係機関と協議を進めるとともに、3つの認定こども園の園舎整備を行うなど学校適正化と合わせ、0歳から15歳までの育ちを支える「教育・保育」を推進してまいります。

次に、生涯学習についてであります。

市民の皆さんの多様な学習ニーズに応える学習の場や発表の機会を提供する環境づくりに努め、市民の自主的な学習活動や文化芸術活動を効果的に支援するとともに、活動の拠点となる公民館や図書館などについては、新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、安心してご利用いただけるよう適切な維持管理に努めてまいります。

また、地域と学校が連携・協働して特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」並びに「学校・地域パートナーシップ事業」につきましては、各校学校運営協議会との連携を重視しながら、見守り活動などの協働活動を推進してまいります。

次に、文化財保護についてであります。

市内の各地に残る数多くの文化財や歴史遺産を正確に調査・記録し、市民の皆さま

んに紹介するとともに、後世に継承するため、本年度に引き続き、五條市史編纂事業に取り組んでまいります。

また、市立五條文化博物館の管理運営に指定管理者制度を再導入し、民間の能力を活用し、市民サービスの更なる向上と効率的な運営を図ってまいります。

次に、青少年健全育成についてであります。

不登校児童生徒やいじめ問題への対策につきましては、学校と連携の上、実情的確に把握するなど、子どもサポートセンターに配置するカウンセラーも加わりながら、個々の児童・生徒への適切な対応に努めてまいります。

続きまして、水道局について申し上げます。

はじめに、簡易水道事業についてであります。

簡易水道地域につきましては、水道未普及地域の整備を進め、さらに、施設を統廃合しつつ、経営の合理化と飲料水の安定供給を実施してまいります。

また、前年度からの繰越事業となっております白銀北地区統合簡易水道整備事業につきましては、本年3月下旬に竣工した後、百谷・赤松地区の市直営化を完了する予定となっております。

次に、上水道事業についてであります。

上水道地域につきましては、引き続き、老朽管更新事業に注力するとともに、小島浄水場と市内各種ポンプ施設の整備事業を進めてまいります。

次に、県域水道一体化事業についてであります。

去る1月25日、奈良県水道局と奈良広域水質検査センター組合及び本市を含む県下27水道事業体の間で、事業統合に向けた覚書を締結いたしました。

今後は、県に設置する企業団設立準備会において統合に向けた協議検討を参加団体一丸となって進めてまいります。

なお、統合後に新たな経営主体となる企業団は、令和6年度内に設立を完了し、令和7年度からの事業開始を目指してまいります。

施政方針は、以上であります。

（令和３年度当初予算）

続きまして、令和３年度の当初予算の概要について申し上げます。

ご案内の新年度一般会計予算につきましては、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等により市税が約１億４，１００万円減収の見込みとなるなど、現下の厳しい財政状況に鑑み、新規事業については極力抑制を図ることとしながらも、今年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先に取り組むとともに、国や県の補助制度をはじめ、過疎対策事業債や合併特例債など有利な財源を活用した予算編成を前提に、これまで推進してきた施策について一貫性と継続性をもった新庁舎の建設や認定こども園の整備など大型事業に係る予算の計上、さらには、本市の将来を見据えながら、五條市ビジョンがめざす５つのまちづくりにつながる施策について予算の配分を行ったところであり、一般会計における予算の総額は、２２３億１千万円となったところであります。

主な事業といたしましては、本年１１月の供用開始を予定しております市役所新庁舎建設事業や子育て支援の中核となる認定こども園、学童保育所の整備などの事業に引き続き取り組んでまいります。

また、広域行政に資する奈良県広域消防組合をはじめ南和広域医療企業団、やまと広域環境衛生事務組合への負担金や、地域公共交通の運営に要する経費などについても前年度に引き続き事業の推進を図る予算を計上いたしております。

次に、歳入について申し上げます。

まず、市税につきましては、約３１億５，２００万円を、地方交付税につきましては、国の地方財政計画などを勘案し７５億円を計上いたしております。

また、国庫支出金は、市道の改良費などについて見込み、約１８億７，２００万円を、県支出金は、新庁舎建設に係る県負担金などを見込み、約２１億７，７００万円を計上いたしております。

さらに、市債につきましては、新庁舎建設事業や認定こども園整備事業などの財源として、約４７億９，２００万円を計上しておりますが、前述のとおり、過疎対策事業債や合併特例債など、主に交付税措置の伴う有利な地方債を充当いたしております。

次に、国民健康保険特別会計予算についてであります。

県が財政運営の責任主体となり、安定的な保険財政運営に基づき、効率的な事業を推進する中、本市では、資格管理や保険給付をはじめ、保険税の賦課、徴収、さらに、各種保健事業の取組などに係る経費を計上し、国保事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計についてであります。

市営墓地の適正な管理運営など、市営墓地の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算についてであります。

新たに策定した五條市老人保健福祉計画及び第８期五條市介護保険事業計画に基づき、自立支援・重度化防止に向け、介護保険給付の適正化に努めるとともに、介護給付事業や地域支援事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算であります。

医師等、医療従事者の確保をはじめ、施設の維持管理を継続して行うとともに必要な医療を住民の皆さんに提供するなど、へき地医療の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

西吉野町滝地区の水洗化による生活環境の改善とともに、丹生川等公共用水域の水質保全を目的とした集落排水事業の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

奈良県後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費をはじめ、市の事務である保険料の徴収や療養費の請求などに係る事務費及び健康診査に係る経費等を計上するなど、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業会計についてであります。

市民の衛生的で快適な生活環境の向上に向け、事業の効率化を進めながら、未普及地域の下水道整備と施設の適切な維持管理を図るための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計についてであります。

老朽管の布設替事業や簡易水道の整備事業などに係る経費を計上するとともに、市民生活に欠くことのできない水質基準に適合した良質な水の安定供給を図るための予算を編成した次第であります。

当初予算の概要については、以上であります。

(提出議案)

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第1号 令和3年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告並びに報第2号 令和3年度五條市地域商社株式会社の事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、議第2号 五條市公告式条例及び五條市福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、五條市役所の新庁舎への移転に伴い、条例の公布を行う掲示場及び五條市福祉事務所の位置を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、校医師、保育所嘱託医等の報酬の額を改定するため、本

条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員給与制度に準拠した改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第５号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例及び五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染の危険がある中で業務に従事した職員に対する防疫等業務手当を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第６号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第７号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険料及び国民健康保険税の減免基準を県下で統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第８号 五條市介護保険条例の一部改正につきましては、第８期五條市介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の額を定めるため及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第９号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第１０号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 1 1 号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 1 2 号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 1 3 号 五條市墓地条例の一部改正につきましては、五條市墓地の管理運営に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 1 4 号 五條市 5 万人の森公園に係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するものであります。

次に、議第 1 5 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の一部変更につきましては、葛城広域行政事務組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少し、規約の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第 1 6 号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業内容の追加により、計画の変更を要するものであります。

次に、議第 1 7 号 調停申立事件に係る和解につきましては、五條市クリーン・オアシス建設に伴う周辺環境整備費用負担に係る調停申立事件について、裁判所の和解勧告に従い、和解するものであります。

次に、議第 1 8 号 令和 2 年度五條市一般会計補正予算（第 9 号）議定につつま

しては、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ１億７，３９１万４千円を追加し、総額２６３億３，８８５万７千円とするものであり、これらの財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第１９号 令和２年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入予算の更正を行うもので、歳入・歳出予算の総額に増減はございません。

次に、議第２０号 令和２年度五條市大塔診療所特別会計補正予算（第３号）議定につきましては、歳入予算の更正を行うもので、歳入・歳出予算の総額に増減はございません。

次に、議第２１号 令和２年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ４５０万円を追加し、総額５億５１８万７千円とするものであり、これらの財源につきましては、後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第２２号 令和３年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額２２３億１，０００万円で、前年度比１億３，０００万円の増額となっております。

次に、議第２３号 令和３年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額４０億４，１１０万円で、前年度比２，６３０万円の増額となっております。

次に、議第２４号 令和３年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額２６０万円で、前年度比１０万円の増額となっております。

次に、議第２５号 令和３年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額４１億４６０万円で、前年度比３，５８０万円の減額となっております。

次に、議第２６号 令和３年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額３，９２０万円で、前年度比８８０万円の減額となっております。

次に、議第２７号 令和３年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につき

ましては、予算総額 3 3 0 万円で、前年度比 7 6 0 万円の減額となっております。

次に、議第 2 8 号 令和 3 年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額 4 億 9, 7 3 0 万円で、前年度比 8 0 万円の減額となっております。

次に、議第 2 9 号 令和 3 年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益 7 億 5, 6 1 0 万 2 千円に対し、下水道事業費用 7 億 5, 3 2 6 万 4 千円で、当年度 2 8 3 万 8 千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入 4 億 4, 6 1 7 万 3 千円に対し、資本的支出 7 億 5, 0 2 9 万 7 千円であります。

なお、資本的収支不足額 3 億 4 1 2 万 4 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんする予定であります。

次に、議第 3 0 号 令和 3 年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益 1 2 億 1, 3 6 8 万 9 千円に対し、水道事業費用 1 2 億 2 1 7 万 1 千円で、当年度 1, 1 5 1 万 8 千円の税込み純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入 5 億 8, 1 7 6 万 4 千円に対し、資本的支出 1 0 億 8 0 8 万 3 千円であります。

なお、資本的収支不足額 4 億 2, 6 3 1 万 9 千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、議第 3 1 号 五條市気候非常事態宣言につきましては、五條市気候非常事態宣言について、議会の議決を求めるものであります。

次に、同第 1 号 五條市副市長の選任につきましては、樫内成吉副市長が令和 3 年 3 月 3 1 日をもって退職するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第 2 号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、間林耕司委員の

任期が、令和３年６月３０日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同第３号から同第５号までの五條市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、五條市固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和３年３月３１日をもって満了するため、その後任につき、議会の同意を求めるものであります。

以上が、この度提出いたしました諸議案の概要であります。